

資金名	貸付対象	貸付内容
修学資金	母子(父子)家庭の母(父)が扶養する児童(子)、父母のない児童、寡婦が扶養する子	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費に必要な資金
就学支度資金	母子(父子)家庭の母(父)が扶養する児童(子)、父母のない児童、寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な入学金、被服、くつ、鞆に必要な資金(小・中学校については所得制限あり)
修業資金	母子(父子)家庭の母(父)が扶養する児童(子)、父母のない児童、寡婦が扶養する子	事業を開始又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金
就職支度資金	母子(父子)家庭の母(父)又は児童(子)、父母のない児童、寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金
技能習得資金	母子(父子)家庭の母(父)、寡婦	自ら事業を開始し、又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金
医療介護資金	母子(父子)家庭の母(父)又は児童(子)、寡婦	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金
生活資金	母子(父子)家庭の母(父)、寡婦	◎知識技能を取得している間 ◎医療若しくは介護を受けている間 ◎ひとり親家庭になって間もない(7年未満)母(父)の生活を安定継続する間(生活安定期間) ◎失業中 上記の期間で生活を安定・継続するのに必要な生活補助資金
住宅資金	母子(父子)家庭の母(父)、寡婦	住宅を建設、購入、補修、保全、改築、増築するのに必要な資金
転宅資金	母子(父子)家庭の母(父)、寡婦	住宅を移転するため住宅の賃貸に際し必要な資金
結婚資金	母子(父子)家庭の母(父)、寡婦	母子(父子)家庭の母(父)の扶養する児童、寡婦が扶養する子の婚姻に際し必要な資金